

平成 21 年 9 月 29 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、会員による組織再編の承認等に係る定款等の一部見直しを行ないます。
概要は次のとおりです。

「会員による組織再編の承認等に係る定款等の一部見直しについて」
(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 21 年
10 月 13 日（火）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、
下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限
平成 21 年 10 月 13 日（火）
2. 提出方法
郵送、ファクシミリ
3. 宛 先
住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1
証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部
F A X：0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0
4. 意見等処理方法
平成 21 年 10 月 13 日（火）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

会員による組織再編の承認等に係る定款等の一部見直しについて

平成 21 年 9 月 29 日
証券会員制法人 札幌証券取引所

I 趣旨

本所の定款では、会員が合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」といいます。）を行おうとする場合には、あらかじめ本所による承認を受けなければなりません。当該承認にあたっては、本所が承認に係る審査を実施し、経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼさないかどうかの確認を行い、当該合併等が本所の市場の運営に鑑みて適当であると認められる場合には承認を行うこととしています。一方で、株主総会の決議や承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編（以下「簡易・略式組織再編」といいます。）による合併等については、あらかじめ届出のみを行うこととしています。

しかし、昨今の会員における再編の活発化に伴い、簡易・略式組織再編による合併等であっても、事業戦略の変更など会員の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられます。そこで、簡易・略式組織再編による合併等についても、一定の規模を超える場合には本所の承認を受けることとするなど、会員管理の充実を図ることとします。

II 改正概要

項 目	内 容	備 考				
合併等の承認等に係る定款等の一部見直し (1) 「承認事項」の範囲の見直し	・簡易・略式組織再編による合併等として届出事項になっているものうち、次の①から⑤までに掲げる条件に該当する行為については、新たに承認事項とします。	※簡易・略式組織再編による合併等は届出事項に、それ以外の合併等は承認事項になっています。 ※簡易・略式組織再編とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）において株主総会の決議又は承認を要しないとされているもの（株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの）をいいます。				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行 為</th> <th style="text-align: center;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併</td> <td style="vertical-align: top;">合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合</td> </tr> </tbody> </table>	行 為	条 件	①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合	
行 為	条 件					
①他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合					

項目	内容		備考
	②分割による事業の一部の他の法人への承継	分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の20分の1を超える場合	
	③分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継	分割により交付する承継会社の株式に1株あたり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の20分の1を超える場合	
	④事業の一部の譲渡	譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の20分の1を超える場合	
	⑤事業の全部又は一部の譲受け	譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の20分の1を超える場合	
(2) 合併等に関する事前通知	<ul style="list-style-type: none"> 承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、承認事項である合併等に関し、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の2週間前までに本所へ事前通知を行うこととします。 		
(3) 「確認書」制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> 会員加入に係る審査及び合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す本所所定の「確認書」の提出を会員に求めることとします。 		
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> その他所要の改正を行うものとします。 		

Ⅲ 実施時期（予定）

平成21年11月を目途に実施します。

以上